

はつが野1丁目・2丁目自治会  
環境・街づくり専門委員会設置細則案 (070108)

(環境・街づくり専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則(以下「会則」という。)第24条第2項及び会則27条の規定に基づき理事会の中に環境・街づくり専門委員会(以下「本専門委員会」という。)を設置する。従来の環境専門委員会は廃止する。

(目的)

第2条 本専門委員会は会則第3条第2項に掲げる地域の生活環境の改善及び向上、より良い街づくり並びに会則第3条第3項に掲げる保健衛生に関する活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本専門委員会の委員は副会長、環境委員長、および班長若干名を持って構成する。

- 2 本専門委員会の委員長は環境委員長があたる。
- 3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) より優れた住環境にするための各種活動
- (2) 地域一斉清掃の企画および実施
- (3) その他第2条に関わる全ての事案

(附則)

この細則は平成19年4月1日から施行する。